

債権差押命令を受けた 第三債務者の義務 ～最判平成18年7月20日から～

弁護士 永井 弘二

債権者 → 債務者 → 第三債務者

第1 はじめに

債権者が債務者に対する金銭債権(貸金債権など)を実現するために、債務者が第三債務者に対して持っている金銭債権(預金債権や退職金債権など)を差押、仮差押するのは日常的に行われていることです。

この場合、第三債務者の立場とすれば、いきなり債権者、債務者間の紛争に巻き込まれることになるため(基本的に悪いのはきちんと支払わない債務者なわけです)、差押等によって第三債務者が不当に不利益な立場にならないように、例えば、第三債務者は本来の期限まで支払いを拒絶できますし、また、差押等までに債務者に対して反対債権を持っていた場合には、相殺によって処理して支払いを免れることができます。

とは言え、差押等を受けた第三債務者も、一種の紛争当事者になってしまうことも間違いなく、差押等の実効性を期すために債務者への支払いが禁じられ(民法481条、民事執行法145条)、また、さらに他の債権者から競合して差押等を受けた場合には、法務局に供託する義務が生じたりします(民執法149条)。

ところで、当たり前のことですが、第三債務者が裁判所から差押命令の送達を受けるまでに、債務者に支払ってしまっていた場合には、差押等は空振りとなり、第三債務者には何らの義務も生じません。

今回取り上げる問題は、第三債務者が債務者に支払ってしまったと言えるかどうか微妙な事案です。

1つは、古く昭和49年の最高裁判決で解決された問題で、第三債務者が債務者に債務支払いのために手形、小切手等を振り出していたが、決済までの間に、債務(もともとの債務で手形、小切手上的の債務ではない。)に差押等をされた場合に、その後、手形、小切手を決済してしまって良いかという問題です。

そして、もう1つが今回の最判平成18年7月20日

の事案で、近時のIT社会を象徴したような、オンライン振込依頼と銀行からの現実の振込までの間に差押命令が送達された事案です。

第2 手形、小切手の振出に関する最判 S49.10.24 判時 760p55

この最判の事案は、債務者が第三債務者に対して工事代金債権を持っており、第三債務者は、この工事代金支払いのために債務者に対して小切手を振り出していたところ、銀行での小切手決済前に、債権者が工事代金債権を仮差押したというものです。そして、第三債務者は、裁判所からの仮差押通知受領後、小切手を決済したのです。

最高裁は、こうした事案で、「小切手の支払が、前記仮差押命令の第三債務者に送達された後になされたとしても、これに対しては同仮差押命令の効力は及ばず、第三債務者は、同小切手の支払によってその原因債権である本件工事代金債権が消滅したことを仮差押債権者に対抗することができ」としました。

これは、もし仮差押後の小切手の決済が許されないとすれば、第三債務者としては、小切手の支払銀行に支払委託を撤回したり(これは基本的にできません。小切手法32条)、あるいは事実上債務者から小切手を取り戻すなどのことを迫られることになり、必要以上の負担を第三債務者に負わせてしまうことを考慮したものと考えられます(なお、もし最判が逆の結論を採っていたとすれば、第三債務者にサンクションのない手形、小切手の不渡制度を整備する必要が生じますが、手形小切手上的の債権とは別の原因債権との関連が出てしまうため、そうした制度の構想は容易ではないように思われます)。

第3 最判平成18年7月20日の事案

今回の事案を整理すると、

- ・債務者が平成13年12月31日限り第三債務者(会社)を退職することとなっていた。
- ・第三債務者は、慣例上、退職日に退職金を債務者の口座に振り込むこととなっていた。
- ・第三債務者は、債務者等の従業員の給与、退職金につき、銀行と提携して「パソコンバンクシステム」「オンラインデータ伝送サービス」契約をして、予め指定した日に指定した口座に金銭を振り込むようFAXとパソコンデータ伝送をすることによって処理していた。
- ・第三債務者は、債務者の退職に先立つ12月26日、28日(銀行の営業最終日)に債務者の口座に

退職金が振り込まれるよう FAX、伝送処理をした。

- ・債権者の仮差押命令が27日午前11時頃に第三債務者に送達された(第三債務者の営業は、27日午後1時頃に終了する予定であった。)
- ・第三債務者の総務担当は、仮差押命令受領後、人事勤労担当課長に退職金の支払いを止められるか確認したが、同課長はいったん無理と回答した。
- ・しかし、同課長は、経理部主計担当に確認したところ、主計担当は、「銀行窓口営業終了時刻の午後3時までに銀行窓口へ赴いて手続を執る必要がある」と答えたので、その旨総務部に報告した。
- ・総務部は、午後0時20分頃、裁判所に対して、退職金の振込手続が完了した後に仮差押命令が届いたことを前提とする回答をすることとした。

というものです。

第4 高裁判決 (東京高裁 H15.10.22 判時 1914p91)

最判の原審である東京高裁は、

「本件における従業員の給与に限らず、一定の時期に大量に金銭債務を弁済する場合、個別的に現金を振り分けることに伴う労力を節約し、かつ生じうる過誤をも防止し、正確で確実な弁済を期することをも目的として、現在、金融機関を通じた振込手続が信頼性の高い決済手段として広く利用されており(公知の事実である。)、この手続を利用する債権者及び債務者とも、振込依頼手続を完了すれば、依頼内容に従った振込みが金融機関によって実行され、有効な弁済がされることが確実であると信頼するに至っていると推認しうることにかんがみると、第三債務者が、金融機関に対し、債務の本旨に従った弁済をするために、差押債務者が指定した口座への振込みを依頼した後に、差押命令(仮差押命令についても同じ。)の送達を受けた場合、弁済期までに長い期間がある時期に振込依頼がされたなどの特段の事情がない限り、第三債務者の依頼に基づいて金融機関がした差押債務者に対する送金手続が差押命令の第三債務者への送達後にされたとしても、第三債務者の上記振込依頼に基づく弁済をもって差押債権者に対抗することができるかと解するのが相当である。事業者も、個人も、クレジットカードやローン等の信用制度、公共サービス等期間単位で清算することを要するサービスの利用の拡大等のため、金融機関

を通じて債権債務関係を決済することが日常的に行われるようになって久しく、これを利用する事業者、個人、ともに大きな利益を受けているのであり(公知の事実である。)、このような事情の下においては、債権者も、債務者が上記仕組みを利用していることを前提として権利の確保を図るべきで、弁済期に伝統的な方法による債務の決済が行われることのみを予定して自らの権利が確保されると期待しうる所以ではないというべきである。」

として、近時の IT 技術が進化した状況を強調して、26日の銀行への振込依頼をもって退職金の支払いは原則として終了し、「弁済期までに長い期間がある時期に振込依頼がされたなどの特段の事情」がない限り、第三債務者は債権者に対して振込依頼をもって支払済みであることを対抗できるとしました。

第5 最高裁判決

これに対し、最高裁は、

「依頼人から振込依頼を受け、その資金を受け取った銀行(仕向銀行)がこれを受取人の取引銀行(被仕向銀行)に開設された受取人の預金口座に入金するという方法で隔地者間の債権債務の決済や資金移動を行う振込手続が、信頼性の高い決済手段として広く利用されていることは、原判決の判示するとおりであるが、一般に振込依頼をしても、その撤回が許されないわけではなく、銀行実務上、一定の時点までに振込依頼が撤回された場合には、仕向銀行は被仕向銀行に対していわゆる組戻しを依頼し、一度取り込んだ為替取引を解消する取扱が行われている(全国銀行協会連合会が平成6年4月に制定した振込規定ひな形・全銀協平6・4・1全事第8号参照)。本件においても、前記事実関係によれば、第三債務者は本件仮差押命令が送達された日(本件退職金が本件口座に振り込まれる日の前日)の午後3時までに銀行窓口へ赴けば振込依頼の撤回の手続を執ることが可能であると知っていたことがうかがわれる。以上によれば、取引銀行に対して先日付け振込みの依頼をした後にその振込にかかる債権について仮差押命令の送達を受けた第三債務者は、振込依頼を撤回して債務者の預金口座に振込入金されるのを止めることができる限り、弁済をするかどうかについての決定権を依然として有するというべきであり、取引銀行に対して先日付け振込を依頼したというだけでは、仮差押命令の弁済禁止の効力を免れることはできない。そうすると、上記第三債務者は、原則とし

て、仮差押命令の送達後にされた債務者の預金口座への振込をもって仮差押債権者に対抗することはできないというべきであり、上記送達を受けた時点において、その第三債務者に人的又は時間的余裕がなく、振込依頼を撤回することが著しく困難であるなどの特段の事情がある場合に限り、上記振込による弁済を仮差押債権者に対抗することができるにすぎないものと解するのが相当である。」

として、原則として、債権者勝訴の判断をしました。そして、さらに「上記送達を受けた時点において、その第三債務者に人的又は時間的余裕がなく、振込依頼を撤回することが著しく困難であるなどの特段の事情」の有無をさらに審理させるために東京高裁に差し戻したのです。

第6 若干の検討

手形・小切手による支払いに関する昭和49年最判の結論については、その後の評釈等を見てもほとんど異論を見ません。これは、上記のとおり、手形・小切手を振り出した第三債務者に必要以上の義務を課することはできないためであると考えられます。

これに対し、平成18年最判の事案は、判示にもあるとおり、銀行窓口に行けば振込依頼を撤回できる、という点が重視されたものと言えます。

冒頭にも書いたとおり、第三債務者は、債権者と債務者との間の紛争にいきなり巻き込まれた第三者で、当人に落ち度は全くありません。その意味では、必要以上の負担を掛けるのは好ましいことではありません。しかし、債権回収手段としての債権差押命令制度がある限り、第三債務者の立場のみを優先してしまうと、債権回収手段が危殆に瀕して、正常な取引社会が実現されなくなる恐れもあり、その意味で、第三債務者の利益は一定後退せざるを得ません。

今回の事案は、特に近時ひろがりつつあるIT技術の進展の中での第三債務者の保護と債権回収手段の貫徹の要請が正面からぶつかったものと言えます。これに対して最高裁は、原則として第三債務者がなし得ることがある以上、債権差押制度の維持、貫徹のために協力する義務があることを認めたもので、第三債務者の保護は、「上記送達を受けた時点において、その第三債務者に人的又は時間的余裕がなく、振込依頼を撤回することが著しく困難であるなどの特段の事情」という極めて限定された場面においてのみ認めることを鮮明にしたものと言え、実務的な影響は少なくない判例であると思います。

第三債務者の立場に立つことは誰しもあり得るこ

とですし、具体的な「特段の事情」が認められるか否かを予め予測するのは難しい面がありますので、第三債務者の立場に立たされてしまった場合には、とにかくできる限りの努力をしなければならないということになります。

他方、債権者の立場としては、東京高裁が指摘するように、こうした判例に甘んじることなく、できるだけ早期に手続を執ることが必要であるのはもとよりですが、また、第三債務者から弁済済みとの申告があった場合でも、その具体的状況を確認することを怠らないことが必要であると言えます。

以上